

民医連厚生事業協

共済だより

2025年
5月
第205号

発行所●全日本民医連厚生事業協同組合

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
平和と労働センター6F
TEL03-5842-5650 FAX03-5842-5652
Eメール:k-tayori@min-iren.gr.jp
(共済だより用)
kyousai@min-iren.gr.jp
(厚生事業協宛)
ホームページ:https://min-jigyo.or.jp
バックナンバーの記事(一部の)はこちらから



いわさきちひろ「にじのはし」(1963年) (14ページに作品のコメントと美術館のご案内をしています)

主な記事

伝えていきたい私の民医連^{①②}

元京都民医連会長 川崎 繁(中)

乳腺外科医えん罪事件 無罪確定

若手弁護士の会

シリーズ「戦後80年の年に」 沖縄に連帯して

瀬長 和男(沖縄)

各地の共済企画

山形県民医連共済会

縮図からみる世界^④

「並ばない万博」どころか／斎藤 貴男

私の趣味・こだわり紹介^{⑧⑥}

いつまで女子?会／熊本・橋本 和子



乳腺外科医えん罪事件 無罪確定

医療界への委縮、患者におよぼした不安は大きい

「明日の自由を守る若手弁護士会」共同代表 黒澤いつき

本件は、2016年5月、右胸の乳腺腫瘍を摘出する手術を執刀した外科医師が、「術後にその女性患者の左胸を舐めるなどの準強制わいせつ行為をした」として逮捕・起訴されたえん罪事件です。一番は無罪判決でしたが、高裁では一転して有罪判決。最高裁は高裁の事実認定に問

題があるとして、審理を高裁に差し戻し、差し戻し審で、改めて無罪判決が出されたのです。警察のずさんな捜査や最初の高裁の極めて不公正で非科学的な事実認定には批判されるべき多くの問題がありました。

非常識でずさん

まず本件は、午後3時過ぎ、4人部屋の病室内で起きたとされています。事件当初から多くの医療関係者から「物理的にそんな犯行は不可能だ」と声があがりました。すなわち頻繁に医師や看護師が入りしカーテンも薄い満員の病室内で、身長の低い外科医が、高く設定されたベッドに横たわる患者にわいせつ行為をすることは不可能なのでは、という声です。さらに、女性患者には手術で鎮静剤が使用されていたため、鎮静剤によるせん妄ないし幻覚の可能性が高いことは、医学の常識に照ら

し合わせれば明らかでした。そうした声に耳を貸さず、医師の逮捕・起訴に踏み切った捜査機関の判断は、非常に非論理的で不可解です。

また、本件では女性患者の胸に付着していたDNAの量が問題になっているにもかかわらず、科捜研がDNA量の検査結果を示す客観的データや、再検査で必要なDNA抽出液を廃棄するという信じがたい取り扱いがなされました。さらに実験ノートに当たる「ワークシート」は鉛筆で記入され、消しゴムで消して書き換えた痕跡が最低でも9カ所あるなど、およそ科学の世界での常識やルールに反したずさんの鑑定といえます。このような非常識でずさんな鑑定結果を裁判の証拠に用いることはあまりにも危険です。

異常な司法判断

一番は、多くの専門家の証言を元に、女性患者のせん妄の可能性が否定できないことと、検察が提出した鑑定結果の証明力が足りないことを挙げて無罪判決を出しました。しかし高裁は一転して、自ら「せん妄の専門家ではない」と述べた検察側証人の医師の証言に全面的に乗っかり、

弁護側証人（せん妄の専門家）の証言を否定し、有罪判決を下したのです。最高裁がこの事実認定を批判したことは当然といえますが、最高裁はここで検察の立証が不十分であると断じて自ら無罪判決を出すべきだったのに、それをせず高裁に差し戻したため、裁判はさらに時間がかることになりました。差し戻し審では、一審判決をほぼなぞらえた事実認定に基づいた無罪判決が出され、それ自体は当然のものとして評価できます。

えん罪をくりかえさない

このえん罪事件によって外科医ご本人が被った被害は取り返しがつかないもので、ずさんな捜査や立証活動を続けた警察・検察へは怒りを禁じ得ません。また、本件が医療の世界にもたらした不安や萎縮も相当なものと思われま

す。えん罪はTVの向こう側の他人事ではなく「明日は我が身」なことです。二度とこうしたえん罪被害を生ませないためにも、日々の人権の学びと「えん罪は許さない」という発信、そして今現在起きているえん罪事件の応援が欠かせません。





シリーズ 戦後80年の年に

沖縄に連帯して



大浦湾を埋め尽くす作業船

新年度になっても、大浦湾で行われている辺野古新基地建設の現場は、海上作業ヤードも港湾施設となるA護岸築造工事も軟弱地盤改良工事も、相変わらずゆっくりとしたペースで進められています。防衛局の示していた軟弱地盤改良工事の工程では、軟弱地盤の上に1・5メートルの敷き砂をして、マヨネーズ状の軟弱地盤の粒子が海中に拡散しない対策を行った後、砂杭打設を行うという説明でした。しかし、トレミール船1隻による敷き砂作業とサンドコンパクション船2・3隻による砂杭打設が同時並行で行われているため、敷き砂されていない場所でも砂杭打設が行われている可能性があり、その場合、軟弱地盤の粒子が海中に拡散し、特に周辺に生息するサングの生育環境に大き

な影響が生じると危惧しています。

これまでも防衛局はサングの保全を目的に、埋立て予定海域に生息するサングの移植を行ってきましたが、

そのほとんどが移植後に死滅してしまっただけでなく、まだ多くのサングがその海域に残されているにもかかわらず、移植の必要はなくなったとして放置し、今、軟弱地盤改良工事で壊滅的なダメージを与えています。

新基地建設の「無駄遣い」もますますひどくなっています。辺野古や埋立て資材を搬出する塩川港、安和栈橋の警備費用だけで1日2千万円以上費やしていましたが、昨年度から宮城島での石材搬出も始まったため、費用はさらに膨らんでいます。6隻ある砂杭作業船も半分は稼働しておらず、それでも1隻あたり1日約3百万円、3隻だと約1千万円がただ浮かんでいるだけの作業船の経費として大浦湾の軟弱地盤に捨てら

れています。

4月6日に辺野古ゲート前テントで開催された集会に、糸満島ぐるみ会議のみなさん中心に取り組んだ、

大浦湾の軟弱地盤改良工事の無謀さを可視化する、7万1千本の爪楊枝を突き刺したボードが展示されました。完成の見通しのない辺野古新基地建設は止めるしかありません。

7月の参院選で平和を願う私たちの民意を示していきたい。

2025年4月9日

沖縄民医連共済会連絡会

会長 瀬長和男

◎カンパ送付先

郵便振替口座 加入者名：沖縄県統一連
口座番号：01710-8-62723



7万1千本の砂杭を、つまようじで可視化したボード

同性カップルの結婚、つまり同性婚の規定がない現在の民法や戸籍法の規定は、性的少数者への差別にあたり憲法違反ではないのか——同性婚の実現を求めて、同性カップル当事者たちが全国5カ所の裁判所に憲法訴訟を起こしたのは2019年の2月。早くも5年の歳月がたち、いよいよたたかいの場が最高裁判所に移されようとしています。

1. すべての高裁で出そろった 違憲判決、まずは名古屋高裁

この連載で同性婚の訴訟について取り上げたのは2年前、名古屋地裁で違憲判決が出たタイミングでした。双方が控訴し、名古屋高裁での審理が続いていましたが、先日3月7日、法の下の平等（憲法14条1項）に違反するとともに、家族に関する法律は個人の尊厳と両性の本質的平等に基づかなければならないと定める憲法24条2項にも違反すると判断し、違憲判決が言い渡されました。

判決文では、同性婚を許さない人々がたびたび強調する「同性婚が実現すれば日本の伝統的家族観が崩壊する」「日本の戸籍制度が壊される」という理屈を、丁寧に否定しているのが特徴的です。例えば、全国各地の地方自治体で同性カップルのパートナーシップ制度が設けられ利用者が増えていることを挙げ、これに

シリーズ

いま、なぜ憲法改悪なのか パートⅡ

⑬ 5カ所の高裁で違憲判決、という大勝利 ～政府は直ちに同性婚の法制化を！～



「明日の自由を守る若手弁護士の会」共同代表 黒澤いつき
公式ブログ <https://www.asuno-jiyuu.com/>



よって国民が被っている弊害は生じていないこと、そしてたとえ一部の人が「結婚とはあくまでも男女のカップルが子を産み育てるための制度だ」と固い信念を抱いていたとしても、国が差別を許さず多様性を認め合う理念の下で同性婚の法制化することは、その人たちの信念を否定したことにはならない（共生できる）と述べました。また「同性婚の法制化は戸籍制度の重大な変更をもたらすものではない」、と断じました。

2. 合憲判決をひっくり返した 大阪高裁

さらに3月26日、大阪高裁で違憲判決が出ました。大阪地裁の合憲判決から一転、同性婚を認めないことが同性愛者にとって個人の尊厳を著しく損なう不合理なものであり、かつ、婚姻制度の利用の可否について性的指向（セクシュアリティ）による不合理な差別をするもので法の下の平等に反するとして、憲法14条1項及び同24条2項に違反すると判断されました。重要な判断は、国側が常に「同性カップルに対しては、法律婚とは別の結婚に似た制度（例えばパートナーシップ制度）を設ければ、それで足りる」と主張していることについてです。

大阪高裁は「同性カップルの法的保護を法律上の婚姻と異なる形式で行うこと

は、性的指向という…属性によって、その属性に基づく人格的生存の在り方において合理的理由のない差異を設けることになり、法の下の平等の原則に悖るものといわざるを得ないし、同性カップルについてのみ婚姻とは別の制度を設けることは…新たな差別を生み出すとの危惧が拭えない」と断じました。別の制度を設けること自体が差別的であり、許されず、あくまでも法律婚の枠組で行うべきなのだ、と明確に否定したのです（名古屋高裁判決でも同様に論じられました）。

これで、すべての高裁で違憲判決が出たことになりました。

3. あとは国会が動くだけ

国を相手取った憲法訴訟で違憲判決が出ることは、（残念ながら）この国においてははめつたにありません。五つの高裁判決すべてで違憲判決が出たことは、憲法訴訟の歴史上でも例を見ない事態です。それだけ明白な差別であり人権侵害だと断じられているわけですから、政府は判決を受け入れ、最高裁で争わずに直ちに法制化を急ぐべきです。

私たち市民ができることは、一刻も早い法制化を目指す議員や政党を応援し、それを拒否し差別を許す議員や政党に批判の声を届けることです。

シリーズ

縮図からみる世界【84】

斎藤 貴男



「並ばない万博」どころか

「誰一人取り残さない」というスローガンを、近年、やたらと見かける。2015年に国連総会で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の基本理念とされ、国内ではマイナンバー保険証やSociety5.0など、デジタル関連の国策で用いられる場面が目立つ。

本当なら結構なことだが、疑わしい。なぜならデジタル社会は従来の生活習慣を根底から覆していく破壊力を伴う。権力とITの融合システムに支配される世の中に、魂を湛えた人間のすべてが馴化（じんか）できるわけもない。否、できてしまつてはならないとも考える。

象徴的な出来事があった。4月13日に開幕した大阪・関西万博は、「SDGs達成への貢献」と「Society5.0の実現」を目指す謳（うた）っている。

「誰一人取り残さない」ためにはと、「並ばない万博」を掲げて完全予約制に踏み切った、のだが――。もともとはチケットの購入者に、以下のような「万博ID」を登録させる計画だった。氏名、住所、性別、生年月日、国籍、愛称、電話番号、メールアドレス、パスポート番号、および指紋、音声、顔画像等の生体情報、勤務先と部署名、役職、既婚か未婚か、子どもの有無、パスワー

ドを含むSNS情報、趣味嗜好、等々。

さすがに批判の火の手が上がり、実際、チケットの販売も低調だったから、開幕直前に指紋や家族関係など、一部の項目が削除された。ではなぜ会場運営と関係のないデータまでを万博側が欲しがったかと言えば、第三者への提供（横流し）にあったらしい（初期の広報では外国政府やSNS事業者、広告会社等に。だし土壇場で後の二者が対象外となった）。

しかも、だ。「並ばない万博」は捕らぬ狸の皮算用（かわしりょう）でしかありはしなかった。入場ゲート前は絶えず長蛇の列となった。会場内では現金が使えない100%キャッシュレス仕様も、効率性の敵と見做したデジタル弱者を排除するためだとしか思えない。

はたして「誰一人取り残さない」の真意が浮彫りになってくる。このフリーズの前には見えない。但し書きがあるのだ。「社会を差配するシステムに従順で、かつその従順さを表現し得るスマホスキルを有する者ならば」、という。それでもマスコミは、今日も万博礼賛に余念がない。開幕前に溢れていたカジノ利権もメタングスの危険も、なかったことになっている。

斎藤 貴男（さいとう たかお）

1958年東京生まれ。早稲田大学商学部卒。英国バーミンガム大学大学院修了。主な著書に『驕る権力、煽るメディア』『決定版 消費税のカラクリ』『いちばんたいせつなもの』『マイナンバーが日本を壊す』『マスゴミって言うな！』『こんな部活あります 正射必中！弓道部』（2024.3）など。



=表紙のコメント=

いわさきちひろ 「にじのはし」(1963年)

空いっぱい広がる虹と子どもたち。
夢のように美しいこの作品には、ちひろの願いがこめられているようです。ちひろが晩年に語ったことばを紹介します。

「平和で、豊かで、美しく、可愛いものがほんとうに好きで、そういうものをこわしていこうとする力に限りない憤りを感じます。今の世の中、いろいろなものが失われていってるとでしょう。とても素朴なんだけどたいせつなもの、それが絵本の中にはあるんです。」



●安曇野ちひろ美術館では、本作も紹介する、戦後80年 ちひろと世界の絵本画家たち 絵本でつなぐ「へいわ」展を6月1日まで開催中です。

●ちひろ美術館・東京では、「ちひろのアルバム」展を5月11日まで開催中です。

5月16日からはアンデルセン生誕200年「ちひろと見つめるアンデルセン」展を開催します。みなさまのご来館をお待ちしております。

ちひろ美術館・東京 TEL.03-3995-0612

安曇野ちひろ美術館 TEL.0261-62-0772

開館情報はホームページをご確認ください。<https://chihiro.jp/>

